

GREEN × EXPO 2027 に向けて屋外広告物の基準を緩和

大規模な都市装飾を可能にします！！

横浜市では、屋外広告物の大きさや設置方法などにルールを設け、良好な景観や安全の確保に努めています。

このたび、**GREEN × EXPO 2027 の機運醸成と都市の魅力向上を図るため**、横浜市屋外広告物条例に基づき、**広告物活用地区の指定を行います**。本指定により、GREEN × EXPO 2027 に関する屋外広告物について、表示場所や表示面積などの条例に基づく基準の一部を一時的に緩和します。これにより、**横浜の街なかにおける大規模な装飾が可能となり**、より多くの来訪者や市民の方々に、GREEN × EXPO 2027 への関心を持っていただく機会を創出します。

なお、大規模イベントに伴う広告物活用地区の指定は、ラグビーワールドカップ 2019™大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに伴う指定に続き、今回が3回目となります。

1 広告物活用地区の概要

(1) 指定期間

令和7年8月1日から
令和9年12月31日まで

(2) 対象地区

横浜市全域

(3) 対象となる広告物

以下の主体が掲出する、2027年国際園芸博覧会（GREEN × EXPO 2027）に関連する屋外広告物が対象となります。

- ・（公社）2027年国際園芸博覧会協会
- ・博覧会協賛者・出展者
- ・行催事の実施者
- ・国、神奈川県、横浜市

(4) 緩和の内容

- ・禁止物件の一部解除
- ・広告物の大きさ等の規制の解除

(5) 告示日

令和7年7月15日

2 広告物活用地区による主な効果



ペDESTリアンデッキなど、通常は装飾が難しい場所にも広告の掲出が可能となり、**まち全体で一体感のある装飾演出が実現**します。

大型モニュメントや大規模壁面広告の掲出により、イベントの存在感を高め、**まちの賑わいを創出**します。



詳しい内容は [こちら](#)  横浜市 HP

「GREEN × EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）に伴う広告物活用地区の指定について」
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/katsuyouchiku_ge2027.html



お問合せ先

都市整備局景観調整課長 立石 孝司 Tel 045-671-2006



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

